

改正

平成22年4月1日制定

平成23年9月30日制定

平成25年3月28日制定

平成26年3月26日制定

明石市障害者グループホーム家賃助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を受ける障害者に対し、当該障害者が共同生活を営むグループホームの家賃の一部を助成することにより、障害者の地域における自立した生活を支援するとともに、グループホームの利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、法の規定により明石市が自立支援給付の支給決定を行うものとされる障害者であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 共同生活援助について、法第22条の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者
- (2) 現にグループホームに入居している者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に該当する者（ただし、同号に規定する支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

(助成金支給額)

第3条 対象者が支払ったグループホームの家賃について市が支給する助成金（以下「助成金」という。）の月額、対象者がグループホームの居住又は滞在に実際に要した一箇月の家賃に相当する額（その額が1万円に満たないときは、1万円。以下「家賃相当額」という。）から1万円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が1万5千円を超えるときは、1万5千円）とする。

- 2 月の途中の入退居等により、前項の家賃が日割りで計算されるときは、当該日割りで計算した額（その額が1万円に満たないときは、1万円）から1万円を控除した額を家賃相当額とする。
- 3 第1項の家賃に、光熱水費、共益費、食材料費その他の日常生活において必要となる費用が含まれている場合は、その額を控除した額を家賃相当額とする。
- 4 前3項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金支給対象期間)

第4条 助成金の支給の対象となる期間は、対象者が次条に定める申請を行った日の属する月からグループホームを退居した日の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに新たに入居した日から起算して30日以内に申請を行ったときは、入居した日の属する月から支給するものとする。

(支給の決定等)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、グループホーム家賃助成金支給申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の支給の可否について決定し、グループホーム家賃助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、前項の申請をした者に通知するものとする。

(支給方法等)

第6条 前条第2項の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定障害者」という。）は、グループホーム家賃助成金請求書（様式第3号）に家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、支給決定障害者の前々月のグループホームの家賃について、毎月、助成金を支給するものとする。

(助成金の代理受領)

第7条 グループホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）は、支給決定障害者からの委任を得ることにより、支給決定障害者に代わって助成金を受領することができる。

2 前項において委任を受けた事業者は、助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に毎月提出するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の請求に係る支払いについて準用する。

4 第1項の規定による支給をしたときは、市長は、支給決定障害者に対し、助成金の支給をした旨及びその額を通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 支給決定障害者は、第5条第1項の申請の内容に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成金申請内容変更届出書(様式第5号)により、すみやかに市長に届けなければならない。

2 市長は、助成金の額に変更があったときはグループホーム家賃助成金支給額変更決定通知書(様式第6号)により、助成金の支給を取り消したときはグループホーム家賃助成金支給決定取消通知書(様式第7号)により支給決定障害者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第9条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反したときは、支給決定を取り消すものとする。

(調査)

第10条 市長は、助成金の支給について必要があるときは、支給決定障害者及び事業者に対し、報告を求めるものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段によりグループホームの家賃助成金の支給の決定を受けた者があるときは、その者に対して、既に支払った当該家賃助成金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項ただし書の規定に関わらず、支給決定障害者が支払った家賃相当額のうち、平成19年3月31日までの入居に係るものは、支給の対象としない。

附 則(平成22年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の明石市障害者グループホーム等家賃助成金支給要綱第3条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の家賃に係る助成金の額について適用し、施行日前の家賃に係る助成金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月28日制定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日制定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(省略)